⑸　株式会社かんぽ生命保険資格審査申請書の提出　参加条件を満たさない者で入札を希望する者は、当社所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当（電話03―5532―9778）

〒100―0011 東京都千代田区内幸町２―１―１飯野ビルディング12Ｆへ提出すること。

なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。

⑹　入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　落札者の決定方法　入札説明書で指定する性能等の要件のうち必須とした要件についての基準をすべて満たしている提案をした入札者であって、予定価格の範囲内で有効な入札者の中から、入札説明書で定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。

7　Summary

⑴　Contracting entity : Nobuyasu Kato, Managing Executive Officer JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Commission of data input operations for medical certificate etc. .

⑷　Fulfillment place : To be specified later

⑸　Time limit of tender : 3 : 00 PM 6 January 2017

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A “offer of services etc”, in Terms of the Qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency) or JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.’ qualification

⑺　Contact point for the notice : Yuji Nakagawa, General Affairs Department, JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Iinobuilding 12F 1―1 Uchisaiwai-cho, 2-chome Chiyoda-ku, Tokyo 100―0011 TEL 03―5532―9778

入札公告の訂正

平成 28 年 11 月 16 日
契約担当役
国立大学法人大分大学理事　西山　　晋

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　44

○第８号

１　掲載日　平成28年10月21日（号外政府調達第198号）

２　訂正内容

68ページ３段目、大分大学に係る「入札公告」第８号中、２の⑵中「物品の販売」を「役務の提供等」に、２の⑶「購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。」を「本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。」に、５の⑹中Ｂの「in sales of product」を「in offer of services」に、Ｃの「prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,」を「prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,」にそれぞれ変更します。

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
平成 28 年 11 月 16 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部　業務管理部長　中西　弘樹

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　18

平成28年９月15日付（号外政府調達第175号９、10ページ）掲載の入札公告　第28―4409―２号「ＦＢＲ統合保全管理システムの要件定義作業」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 11 月 16 日
支出負担行為担当官
中国四国農政局長　坂井　康宏

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　那賀川（一期）農地防災事業　南岸堰補修（第Ⅰ期）建設工事

⑶　工事場所　徳島県阿南市楠根町新田地先。

⑷　工事内容　①　一般　河川名　一級河川那賀川水系那賀川　流域面積　754.5㎢　河道整備流量　8,500㎥／sec（那賀川距離表13.0ｋ地点）②　本体補修工　形式　固定堰　堰長　365ｍうち施工延長124ｍ（測点№０＋1.70～№６＋5.67）堰体長　17ｍ　エプロン長　上流11ｍ、下流25ｍ　③　附帯工　左岸護岸工　1,070㎡　護床工　6,300㎡　魚道工　２箇所。

⑸　工期　着手日から480日以内。
ただし、着手期限日は平成29年５月８日とする。

⑹　使用する主要な資機材　・高強度コンクリート　4,200㎥　・根固めブロック　340個　・護床ブロック　7,720個　・ハット型鋼矢板　461枚。

⑺　本工事は、次の内容の対象工事である。
①　入札時に施工方法等の技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、標準Ａ型総合評価落札方式（品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
④　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑤　本工事は、工期の前に、建設資材や労務者の確保等の準備を行う「余裕期間」を見込んだ工事である。
本工事の余裕期間は、契約日から着手期限日の前日（平成29年５月７日）までとしており、着手期限日までに工事に着手するものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、又は⑴から⑿の全ての条件を満たしている二者若しくは三者にて構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。